

# 高齢者講習

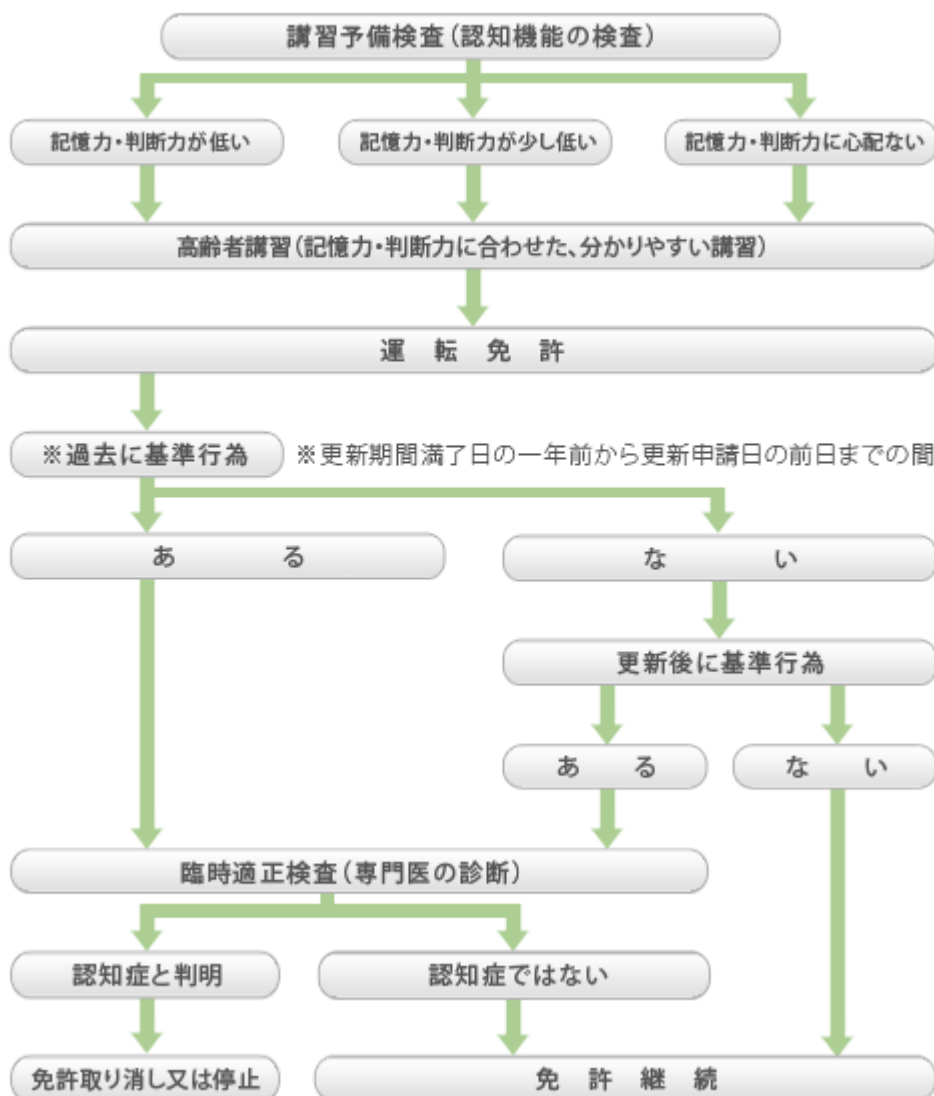
6月1日から高齢者講習が変わります!

75歳以上の免許保有者の方が運転免許を更新する際に、新たに講習予備検査(認知機能の検査)が導入されます。

## ● 高齢運転者の皆さんへ

「高齢運転者の皆さんへ」75歳以上の方は、現在70歳以上の方が受けている高齢者講習等の前に、講習予備検査を受けることが義務付けられました。

### 75歳以上の方の免許更新の流れ



75歳以上の方：免許証の更新期間満了日における年齢が75歳以上の方で、その更新期間満了日が平成21年12月1日以降の方。

#### 講習予備検査(認知機能の検査)

講習や判断力の状態を判断する簡単な3つの検査を行います。

- ▶ 検査当日の年、月、日などを書いてください。
- ▶ 何種類かイラストを見て、何が描かれていたかを思い出して、その名前を書いて下さい。
- ▶ 時計の文字盤を描いて、更にその文字盤に指定した時刻を表す針を描き込んで下さい。

この講習予備検査の結果に応じた高齢者講習を受講した後に、免許証の更新をすることが出来ます。

高齢者講習は、加齢に伴って生じる身体の機能低下が、自動車等の運転に影響を及ぼす可能性があることを理解していただくことを目的としています。

また、受講者の方の動体視力や夜間視力、視野の広さを測った上で、車を運転して頂き、その結果に基づき指導員が助言を行います。

なお、今回の改正により講習を受講できる期間が延長され手数料が減額されます。

#### 【講習結果を役立てましょう】

- ▶ 記憶力・判断力に心配がないと判断された方は、引き続き安全運転を心掛けましょう。
- ▶ 記憶力・判断力が少し低くなっていると判断された方は、十分に注意して運転しましょう。
- ▶ 記憶力・判断力が低くなっていると判断された方は、車の運転について、ご家族や医師と相談してみましょう。

特に、記憶力・判断力が低くなっていると認められる方で、一定期間( 1)に基準行為( 2)をした方は臨時適正検査( 3)を受けることになります。ここで医師から認知症と診断された場合は、聴聞を受けた後、免許が取り消されるか又は停止されます。

- 1 1 免許証更新期間満了日の1年前の日から更新申請日の前日までの間
- 2 1の期間に基準行為がない場合は、免許証更新後から次回免許証更新までの間
- 2 信号無視や一時不停止等の交通違反
- 3 公安委員会が認める医師による検査